

令和 4 年 6 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格
及び指名競争入札移行時の選択肢について

1. はじめに

分別収集物のうち、容リプラの再商品化費用については従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和 4 年度は特定事業者負担 99%、市町村負担 1%）となる一方、製品プラ及び産廃プラ（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化費用については、全額を市町村・一部事務組合が負担することになります。

容リプラについては、従来から再商品化費用が適正なものとなるよう、当協会が上限価格を定めています（優先札、一般札の両方に共通、金額は非公表）。

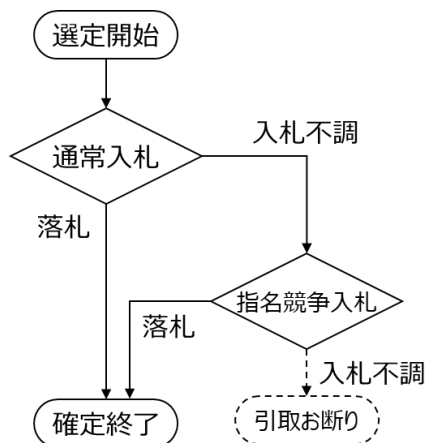
今回、製品プラ等の費用負担者である市町村・一部事務組合についても、製品プラ等の上限価格を設定することができます。

詳細は、令和 4 年 10 月下旬に送付予定の「令和 5 年度市町村等からの引き渡し・再商品化に関する申込み」にてご説明いたしますが、現時点での案を以下に記載しますので内容をご確認ください。

2. 入札選定の概要

入札選定の概要は下図のとおりです。

通常入札¹において入札不調となった場合は、指名競争入札²を実施します。指名競争入札を行っても最終的に入札不調となった場合は、当協会は引き取りをお断りさせていただくこととなります。



入札選定の概要

¹ 通常入札とは、全ての有資格事業者の入札札で選定する入札です。

² 指名競争入札とは、通常入札で落札されなかった施設について、その時点で資格、処理能力の余裕（余力）がある事業者の中から、引取距離その他を考慮して当協会が事業者を指名し、それらの事業者の入札札で選定する競争入札をいいます。

3. 製品プラ等の上限価格について

製品プラと産廃プラに共通する上限価格について「設定する」「設定しない」のいずれかを選択し、設定する場合は、トン当たりの単価を1円単位（消費税抜き）で設定します。設定する／しないの意思表示がない場合は、「設定しない」を選択したものと判断します。また、製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。なお、上限価格を超えた額の札は無効となります。

4. 指名競争入札移行時の選択肢について

通常入札が不調となり、指名競争入札に回った場合、製品プラ等の上限価格は通常入札時と同一として選定されます。ただし、指名競争入札での不調をできるだけ回避する等の目的で、前項の上限価格に関する選択と同時に、あらかじめ以下の選択をすることができます。これらは、通常入札で上限価格を設定した市町村のみが取りうる選択肢です。なお、通常入札と異なる上限価格を設定することはできません。また、通常入札で上限価格を設定しなかった市町村は、指名競争入札でも上限価格を設定することはできません。

(1) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを当協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。

(2) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。

(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

(1) は、入札札が「容リプラの単価 \leq 容りの上限価格」かつ「製品プラ等の単価 $>$ 製品プラ等の上限価格」である場合に、容リプラのみを当協会に引き渡し、製品プラ等は、引き渡しを辞退する選択肢です。

(2) は、「製品プラ等の単価 $>$ 製品プラ等の上限価格」であれば、容リプラを含めて全ての申込みを辞退するという選択肢です。

これらの選択の意思表示がない場合は、「(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する」を選択したものとみなします。

5. 前記の上限価格や選択肢の回答に関する注意事項（重要）

①市町村等で上限価格の設定が可能なのは製品プラ等です。容リプラの上限価格は設定できません。

②製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。

③上限価格については、落札結果通知（2月中旬～下旬）までに実施される通常入札と指名競争入札に適用されます。落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者へ振り替えるために行う再入札においては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できません。

④上限価格や指名競争入札移行時の選択を変更することはできません。

⑤通常入札及び合理的な回数指名競争入札を経てもなお落札されなかった施設については、協会はやむを得ず、引き取りをお断りする場合がありますことをご承知おきください。

以上